

福沢諭吉の議会論

—— 民会論から国会論へ ——

小川 原 正 道

はじめに

- 一 『文明論之概略』における議会論と民会論
- 二 民会重視論の展開
- 三 民会活性化、府県会規則から国会開設論へ
むすび

はじめに

福沢諭吉は文久二年四月から五月にかけて英国ロンドンに滞在し、そこではじめて英国の議会と二大政党制に出会い、衝撃を受けた。「掃除破壊と建置経営」において彼は、次のように回想している。⁽¹⁾

英国に於て幾多の識者に逢ひ、共に学問政治等の事を談じて、当国に保守改進黨ありて云々との事を聞たれども、

当は徒党なり、我日本などにては国法の厳に禁ずる所、如何なれば斯る徒党の此国に存在して之を不問に附するならん、恰も幾多の謀反人が白昼に国の政權を争ふの姿、誠に無政無法の暗黒とこそ思はるれども、又一方より見れば国会の議事は整々堂々、他国人の羨む所と為り、国威は海外に輝きて尊王報国の氣風は内に充滿するが如し。之を聞て怪しみ、其れを見て驚き、欧羅巴の在留一年余の其間は半信半疑の中に彷徨するのみにして、民権自由等の主義に就ては未だ明白なる思想を作るに至らざりき。

はじめて聞き、目にした英国の議會制度の前に呆然とする福沢の姿がみてとれよう。それでも、半信半疑の中で彷徨しつつ、議論を重ねるなかで少しずつ理解を深めていったようで、『福沢全集緒言』では、やはり英国における政党の存在や政權の授受について、「一問一答、漸くして同國議院の由来、帝室と議院との關係、輿論の勢力、内閣更迭の習慣等、次第に之を聞くに従て始めて其事實を得たるが如く尚ほ未だ得ざるが如し。」と回想している。その後、福沢は七月にベルリンを訪れてプロイセンの議事堂を訪問しているが、欧州の議會制度について的基本的理解がやや進んだことを物語るように、その日記には「議事堂に行く。李漏生には上院の議事官百二十人、官より之を命ず。下院の議事官三百五十二人、國民の選挙する者なり。両院の議事官とも、職に在ること三年を以て限とす⁽³⁾」と簡潔に記されている。

帰国後、その渡航体験と読書をもとに記したのが『西洋事情』であることはいうまでもないが、その執筆に取り掛かるのが慶応二年三月、初編の刊行は十二月のことである。福沢自身、帰国後に洋書や新聞を読み、また外国人と交流する中で、「漸く彼の国の習慣を知り人民の氣風を解し、民権とは斯くの如きものならん、自由独立とは云々の趣意ならん」と理解するに至ったのは、「慶応年中」であると述べている⁽⁴⁾。西洋の議會制度や風土、權利概念などを消化しながら、『西洋事情』は書きすすめられていったわけである。『西洋事情初編』⁽⁵⁾の冒頭にお

いて福沢は、「政治に三様あり」として、「貴族合議」、「共和政治」、「立君の政治」（立君独裁、立君定律）を挙げ、英国を三者の混同型、ロシアを立君独裁型、米国を共和政治型に分類し、米国、オランダ、英国の議会制度、憲法、官制などについて紹介した。慶応四年に上梓した『西洋事情外編』では、「古風旧例より由来して一国人民の為に至大至重の賜と称す可きものは、其人民へ自由を許し生産を安ぜしむる政治なり」として、「英国に行はる、議事院の如きは是なり」と述べ、英国議会の歴史的発展について詳述した⁽⁶⁾。こうした英国議会に対する評価があったためであろう、「紀州藩の一士人某に交り毎度往來の折柄、或日雑話の語次某氏の云ふに、何か外国にて国事を評議する手続体裁を記したる原書はなかる可きや、若しも其原書を得て翻訳にでもなれば最も妙なり」という提案があった際、福沢が「雑多の原書を取集め」て急遽まとめたのが明治二年刊の『英国議事院談』⁽⁷⁾である。英国議会の歴史や制度、運用などについて詳論した本書の例言で福沢は、西洋各国は大抵議会制度を採用しているが、「事實議政の大会を設け、上下同議の政治を立て、名実相協ふものは、独り英国を以て然りとす」と評し、これが英国を取り上げた理由だと説明している。

こうした初期の著作が、欧米の議会制度を日本に紹介するなど、西洋の新知識を輸入し、日本の旧弊を打破するのを目的としていたの⁽⁹⁾に対し、明治八年の『文明論之概略』では、輸入・紹介の段階から、新たな論説構築とその展開という自己表現の領域に⁽¹⁰⁾挑み、さらに日本に国会を創設すべきだという政策論を積極的に展開するようになるのが、明治十二年の『国会論』『民情一新』以降である。英国議会に対する積極的評価という面では初期著作と明らかな共通点がみられるものの、「紹介」と「導入」との違いは大きい。福沢自身は『国会論』執筆について、「私が不図思い付いて、これは国会論を論じたら天下に応ずる者もあろう、随分面白かろうと思って、ソレカラその論説起草」し、それが「図らずも天下の大騒ぎになって、サア留めどころがない、あたかも秋の枯野に自分が火を付けて自分で当惑するようなものだと、少し怖くなりました⁽¹¹⁾」と自負している。

こうした政策提言としての国会開設論に先行して、福沢は、地方民会、すなわち地方議会の創設を主張していた。より正確にいえば、国会よりも地方議会の創設が先決だと明言しており、国会論の展開は、そうした主張の次に行われたものであった。では、そうした思想的展開はいかになされたのか、この点は、いまなお十分に明らかにされていない。周知のように、明治十一年十月六日に緒言が書かれた『通俗国権論 二編』⁽¹²⁾において福沢は「国会を開く利害得失は姑く擱き、数年来人心の赴く所を察すれば、利にも害にも早晚これを開かざるを得ざるは勢いに於て明なり」と指摘した。こうした理解をもたらしたのは「人心の赴く所」にほかならないが、具体的に、それは何を指すものであったのか。この点について、府県会が開設されたことで地方行政に人民を参加させる地方治権の分与が実現されたためだという指摘もあるが、具体的な論拠が示されているわけではない。また近年、寺崎修氏は「福沢は、十一年九月、大阪で開かれた愛国社再興大会が成功裡に終了した時点で、もはや『人心』は国会開設に向かいつつあると判断したのではなからうか」⁽¹⁴⁾との注目すべき見解を発表している。筆者もこの見解に賛同するものであるが、地方民会発展の先に国会開設を見ていた福沢にとって、やはり地方民会発展に対する手応えもまた具体的に存していたものと推測され、この点をさらに実証すべきと考えている。

以上の観点から、本稿では、福沢の議会論について、民会論から国会論へと展開していく過程に着目してこれを詳論し、さらに、明治十四年の国会開設の勅諭から帝国議会の開設に至る段階までの議会論・議会観についても、若干の検討を加えたいと思う。

一 『文明論之概略』における議会論と民会論

先述のとおり、福沢は初期著作において積極的に欧米の議会を紹介し、とりわけ英国議会について高い評価を

与えていた。明治八年に刊行（四月十九日出版許可）された『文明論之概略』においても議會制に対する肯定的評価は継承されているが、その負の側面についても射程にとらえられていた。

福沢はこの「卷之一」において、世界各国の政治体制として、『西洋事情』での分類を踏襲して「立君独裁」、「立君定律」、「貴族合議」、「民庶合議」の四つを挙げ、その「体裁」のみをもって便、不便を判断すべきではなく、「一方に偏せざるを緊要とするのみ」と述べている。福沢は、中国や日本では「君臣の倫」が「人の天性」とみなされ、孔子もこれに「惑溺」して、「兎にも角にも土地人民を支配する君主に依頼して事を成さんとするより外に策略あることなし」という伝統を批判し、君臣関係は人間の出生後に生じたものであって「人の性」ではないとして、君臣関係を所与のものとした「立君独裁」に偏向することを批判した。実際、福沢は「民庶合議」の政府を立てたる諸国は君臣の関係など存在しない国であり、しかも政府と人民の間には義務があり、「其治風甚だ美なるものあり」という意味で、孔子や孟子の旨を突く体制だと評価し、君臣の義一辺倒の政治体制を批判する。しかし同時に、「民庶合議」に偏向することまた、バランスを欠いた選択に他ならなかった。福沢はいう。「立君の政治は之を变革して可なり。然ば即ち之を变革して合衆政治を取り、この政治を以て至善の止まる所とする乎。云く、決して然らず」。たしかにアメリカ合衆国は「至公至平の天理」「人類の権義」「天与の福祉」のために建国されたが、現在の実態をみれば、「立君独裁」に異ならない暴政もみられ、南北戦争で多数の犠牲者を出し、五十一対四十九で国事を議決するような多数決論理は、多数をもって少数を制するもので「之を公平と云ふ可らず」と、ミルを引用しながら批判する。「代議政治の事に就ては頗る議論の人組たるものあり。容易に其得失を断ず可らず」というのが福沢の判断であり、立君独裁に偏れば政府の威をもって人民を抑圧する弊害があり、代議政治に偏れば人民の主張をもって政府を煩わせる弊害がある、というのがその懸念であった。結局のところ、「立君」にせよ「合衆」にせよ、政治体制は「人間交際」の一条に過ぎず、したがってその結

果が悪ければ改め、よければ維持し、いずれにしても「文明に達する」ことを目指すのが重要だと、福沢は指摘している。試しては改めるといふ「千百の試験」こそが「進歩」を生むのであり、「人の思想は一方に偏す可らず」と福沢は強調した。重要なのは「文明」であり、その「実」を得ることが問題であって、政府の体裁という「名」に拘泥しては「名を争ふて実を害する」ことになる。⁽¹⁵⁾ 特定の習慣に惑溺することへの警戒感が、そこにはあらわれていた。⁽¹⁶⁾

福沢は『福沢全集緒言』において、明治七、八年頃になって世間が落ち着き、「此時に当り西洋文明の概略を記して世人に示し、就中儒教流の故老に訴へて其賛成を得ることもあらんには最妙なりと思ひ」、『文明論の概略』を執筆したと述べているが、右のような主張には、君臣倫理に基づく日本の伝統的支配体制に対する批判という意味で、「儒教流の故老」への配慮を越えた挑戦的姿勢が見てとれると同時に、⁽¹⁷⁾ 政治体制の選択には慎重な態度を示すなど、単なる西洋文明の「紹介」を越えた意図が読み取れる。実際、福沢が本書の執筆をはじめ明治七年三月頃というのは、二か月前に民選議院設立建白書が提出され、岩倉具視が襲撃され、一か月前に佐賀の乱が発生する、という、日本の政治体制の変革をめぐる大きなうねりが起きた時期であった。ラディカルな変革を嫌い、あくまで漸進的な政治体制の模索を提唱した背景には、こうした政治情勢も反映していたものと思われる。

議会政治の導入について考えるとき目を引くのは、本書「卷之二」において、「世の学者の説に、人民の集議は好む可きことなれども無智の人民は気の毒ながら専制の下に立たざるを得ず、故に議事を始るには時を待つ可しと云ふものあり」との一節を受けた文章である。福沢は、この「時」とは人民の「智」が成長した「時」を指しているとした上で、智恵は「習慣」を変化させることで成長するものであり、逆に、「習慣」が固定化して智恵が発達せず、本来議論が起きてもおかしくないのに何ら問題視されない家禄制度を例として挙げ、「唯日本人

が無議の習慣に制せられて、安んず可らざるの穩便に安んじ、開く可きの口を開かず、発す可きの議論を發せざるを驚くのみ」と述べ、外国人とも利益を争わねばならない今日、このままでは外国交際に支障が生じると懸念する。そこで福沢は、「一国の人民として地方の利害を論ずるの氣象なく、一人の人として獨一個の榮辱を重んずるの勇力あらざれば、何事を談ずるも無益なるのみ」として、「氣象」や「勇力」を恢復する必要性を訴えた。⁽²⁰⁾

この「世の学者の説」は、あきらかに民選議院設立建白書に対して提起された、加藤弘之等の民選議院時期尚早論を意識したものである。福沢はこれに対して、「時」の到来とは人民の「智」が成長した「時」であり、それをもたらすのは「習慣」である、と主張した。⁽²¹⁾では、「習慣」とは何であるべきか。それは、「地方の利害を論ずる」こと、すなわち地方自治であり、それを行う氣象や勇力こそが必要とされた。

実は福沢は、本書の草稿段階では、「地方の利害を論じる」場を具体的に設定していた。すなわち、外国交際に支障が生じると懸念をした上で、「民会ノ体裁ハ速ニ作ラザル可ラズ」として、これによって「習慣ヲ養成シテ後日ノ覚悟ヲ為スノミ」と記している。民会によって「習慣」を整えて智恵を育て、「集議」に備えるべきだというわけである。民会で議論することに不都合があれば事前・事後にこれに通告するだけでもよく、それでも「民庶會議ノ初段」にはなり、いずれにしても「今ノ時ニ当テ民会ヲ嫌フノ理アル可ラズ」と福沢は記している。

この部分に、一人ひとりの氣象や勇力を養成しなければ何事も無益であると記した付箋を張り付けて、成稿に至ったわけである。⁽²²⁾中井信彦氏と戸沢行夫氏は、「論旨そのものを変えていないというるだろうけれども、力点の据えどころは巧みにおきかえられている」と説明しており、⁽²³⁾戸沢氏は別の論考において、「直接民会の設立を説くのではなく、むしろすでに六月開催が予定されていた地方官會議などを念頭において、人民の衆議の習慣を育成すべく習慣論を説いたと解釈し、⁽²⁴⁾また進藤咲子氏は「個人、民主的人民の育成を強調したとみるか、情況への配慮か変更の意図を付度できない」と判断を保留しているが、⁽²⁵⁾平石直昭氏は、『文明論之概略』において福

沢は理論家として自らを規定しており、現実問題に対する処方箋を提示するスタイルを採っており、「民会」支持の一文が削られたのもそのためであろう、との注目すべき指摘をしている。さらに平石氏は、民選議院設立建白書によって、それまで政府に現実問題への対処が一任されていたにもかかわらず、政府が分裂してその一方が政治参加案を提示したことから、この論争から大きな刺激を受け、福沢は民会設立を支持する方向を出していたとしている。福沢は、『文明論之概略』執筆過程において、民選議院設立論争を受け、維新の変革に人民の智力による旧権力の打倒の過程を見出し、その智力進歩の先に、民会の必然性を見出した。かくして民会設立の一文が作成され、それは理論家として削除したものの、これを支持する同時代史的判断の立場は維持されるに至ったという。⁽²⁶⁾

後述の通り、福沢はまさに民選議院設立論争の中で民会必要論を説いており、筆者自身は、右の平石氏の見解を支持している。福沢は理論家として、あえて現実の処方箋としての民会論の提示を控えた。しかし、処方箋を「民」が担うきっかけとなる民選議院設立をめぐる論争の過程から、民会支持論を提示していくことになる。

二 民会重視論の展開

実際に、福沢の民会に対する期待が公にされてくるのは、翌年五月頃と思われる。

明治八年五月一日に明六社で加藤弘之と民選議院設立の時期尚早をめぐる議論を交わした際、加藤は、日本の一般人民は「漠然卑屈」の夢におぼれており、自由について自覚しておらず、これを英国人民と同一視して民選議院を立てようとするのは時期尚早であると唱えたが、これに対して福沢は、廃藩置県も民選議院も「自由の曙光を人に視認」させるための門戸であり、これを実現すればこそ、人民の進歩が達成されると反論し、明治四

年七月は廢藩置県の好機であり、明治八年の今日は「民会創立之好時節也」と力説したのである。福沢は、「我日本自由の嬰兒」は、幕末から戊辰を経て廢藩置県によって漸次発達し、さらに「今日民会を立る」のは「進歩」を進める一策であり、決して時期尚早ではない、と語った。⁽²⁷⁾翌月に『民間雜誌』第十二編に寄せた「国権可分の説」でも福沢は、日本の最大課題は人民の氣力を生じることであり、この氣力がなければ民会を興すのは無益であるという議論に反論し、「政府の威力と人民の氣力とを相對して、兩立の二要素と為し、人民より興て権を取るに非ざれば、文明の進歩は望む可らず」と述べ、政府と人民とに権力を二分するには、地方官會議なり民選議院なり、市会なり区会なりを作らざるを得ない、と主張している。⁽²⁸⁾

かつて、政治は政府に任せるという理論家の立場から民会論の提示を憚った福沢は、民選議院時期尚早論に対する反論、という文脈の中から、「自由」や「進歩」「文明」を促進するための方策として、あえて民会の設立に言及したわけである。ここに、民会によって習慣や知恵を育てていくという、『文明論之概略』草稿の文脈が顕在化した格好であった。

こうした民会論への傾斜は、以後、さらに進行していく。

西南各地で士族反乱が続発する中、これを抑止すべく福沢が『分権論』⁽²⁹⁾の筆を起したのは、明治九年十一月下旬のことであった。⁽³⁰⁾士族反乱を武力によって撲滅するのではなく、そのエネルギーを利用する方策として、福沢は地方自治を掲げた。よく知られているように、福沢は本書において、「国権」を政権（国政権限—立法、軍事、徴税、外交、貨幣）と治権（地方自治権限—警察、道路・橋梁・堤防の営繕、学校、宗教、公園、衛生）とに分け、前者を中央政府に一元的に担わせる一方で、後者を地方に分権し、各地方の事情にに応じて実施していくべきだと提言している。この治権の担い手として期待されたのが士族であり、国家を安定させるためには彼らの政治への参与しかない、と福沢は主張する。地方自治という目標に向かって「間接に士族の働を變形せしむる」というのが

本書のねらいであった。

福沢は脱稿当時、「此書は何分条令に触る、の恐あるに付、出版は出来不申」と知人に書き送っており、出版条例等に触れる恐れがあるとして出版は不可能とみていたため、当初は写本での流布を企図していた。⁽³¹⁾ 執筆後間もない明治十年一月四日には『分権論』の写本を板垣退助に送付し、「御一覽被成下候ハ、本懐之至ニ御座候。……成丈ヶ世上ニ流布いたし度、御周旋奉願候」と依頼している。⁽³²⁾ 立志社を率い、政府とは一線を画していた板垣に、理解と流布を頼んだのである。当時、立志社の教育機関である立志学舎に慶應義塾から教師を派遣しており、両者は浅からぬ関係にあった。⁽³³⁾ この二日後、板垣は福沢に対し、「愛国の御赤心感服の至奉存候。卓説高論当世の薬石と存奉候間、速に謄写為致、同志え分与可仕と奉存候」と回答する。⁽³⁴⁾ 以後、板垣は西南戦争の渦中で西郷隆盛に呼応して決起するか否かの難しい判断を迫られ、結局、武装蜂起を放棄して新聞や演説、建白書、学校教育、そして民会の創設といった手段を用いた民権運動へと傾斜していくことになる。⁽³⁵⁾

『分権論』において福沢は、人民に権力を与えるのは「小兒の手に利刀を渡す」ようなものであり、自分や他者を傷つける可能性があるが、いまは目をつぶって刀を渡し、慣れるのを待つほかない、と指摘している。そこには、不平士族対策が喫緊の問題として認識されていたことと同時に、すでに『文明論之概略』草稿や民選議院論争の際にみられていた、実践を踏まえなければ何事も進まないという思考も働いていた。福沢は明治十二年七月十二日に刊行された『福沢文集』第二編においても、「百聞一見に若かず、百論一業に若かず」からはじまる一文で、有志が民会に出席して道路・橋梁の普請、学校教育、衛生などを議すること、「空論」に傾きがちな議員の主張と「実際」の現実との間隙を埋めていくのだと説いている。⁽³⁶⁾ 分権された治権の運用を議する場として想定されていたのは、民会であった。西南戦争後に旧鹿児島藩士の向かうべき方向を問われた福沢は、明治十一年四月、これに応える「薩摩の友人某に与るの書」⁽³⁷⁾において、鹿児島士族が伝統的に有してきた自治・自由・自

立の精神を生かした民会の設立に期待を寄せ、「民庶會議の如きは数年の内に整頓して、他国に於て百年の事業も薩摩に於ては十年に効を奏す可し。是即ち余輩が該士族の為に謀て、其性質を衆庶會議の事に適する者と認め、以て今後の方向とする所なり」と提言している。西南戦争後の鹿児島士族が向かうべき目標は、民会による自治であった。福沢はここでいう民会について、地方の人民が集まって道路、橋梁、学校、寺院、衛生などについて議論し、土地や風俗に従って処置する機関であると説明した上で、「民会なくしては議院ある可らずと雖ども、議院なくして民会ある可し」と述べ、地方民会優先論の立場を明確にしている。かつて民会という制度論の提示を控えた福沢は、実践なくして改革が進まないこと、そして民会の基盤となる伝統が存在していることなどを確認しながら、民会の整備を求めていったわけである。

こうした民会重視の立場は、同年六月十八日に脱稿した『通俗民権論』⁽³⁸⁾でも繰り返されている。同書において福沢は、次のように述べている。

国会を設けて各地方の総代人を集めんとするには、先づその地方にて人民の會議を開き、土地の事は土地の人民にて取扱ふの風習を成し、地方の小會議中より夫々の人物を選びて中央首府の大會議に出席せしめ、始めて中央と地方との情実も相通じて国会の便益をも得べきことなり。故に地方の民会を後にして中央の国会を先にせんとするは、事の順序を誤る者と云ふ可し。

あくまで地方における民会において自治の習慣を備えた上で、国会は開設すべきものであった。

右のような「政権」「治権」二分論や、地方自治、地方民会の重視の背景に、明治六年に小幡篤次郎が翻訳していたトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』や、翌年に福沢自身が精読したリーヴ訳の『アメリカのデモク

ラシー』の影響があることは、いうまでもない。⁽³⁹⁾

ともあれ、福沢は、民会の開設は政府の政策として積極的に推進すべきものだとも考えていた。逆にいえば、この政策に対して消極的であつたがゆえに、『分権論』で唱えた「変形」が実現せず、武力による暴発を招いた、というのが西南戦争後の福沢の慙愧の念であつた。戦争終結直後に記された「明治十年丁丑公論」で、福沢はいう。⁽⁴⁰⁾

三、五年以来世上に民会論の喋々たるものあれば、政府は早くその勢に乗じて事の機を失ふことなく、姑く此の民会論を以て天下の公議輿論と視做し、此公議輿論に従て士族の心を誘導すれば、名義正しく、人心安く、無聊の士族も始めて少しく其力を伸ばすの地位を得て、其心事の機を転ずるを得可し。…然るに政府の人は眼を爰に着せず、民会の説を嫌て之を防ぐのみならず、僅かに二、三の雑誌新聞紙に無味淡泊の激論あるを見て之に驚き、之を讒謗とし之を誹議とし、甚しきは之に附するに国家を顛覆するの大名を以てして、その記者を捕へて之を見れば唯是れ少年の貧書生のみ。書生の一言豈よく国家を顛覆するに足らんや。政府の狼狽も亦甚しきものと云ふ可し。是等の事情に由て考れば、政府は直接に士族の暴発を防がんとして之を其未発に止むること能はず、間接に之を誘導するの術を用ひずして却て間接に其暴発を促したるものと云ふ可し。故に云く、西郷の死は憐む可し、之を死地に陥れたるものは政府なりと。

一万人以上の死者を出した西南戦争は、民会論と言論自由化を進めなかつた政府自身の身から出た錆にほかならなかつた。だからこそ、福沢はその後、民間に対しても、また政府に対しても民会の推進を期待し、その手ごたえを得て、国会論へと歩を進めてゆくのである。

三 民会活性化、府県会規則から国会開設論へ

こうした民会への期待は、現実のものとなって福沢のもとに届くことになる。明治十一年三月に大分県で「民会仮規則」が交付されると、これが小区会、大区会、県民会という三会制の複選法を採用した上で、性別や財産などの資格制限を設けずに戸主に選挙権を付与し、発議権を議員のみならず区戸長や庶民にも認めるなど、開明的なものであったこと⁽⁴¹⁾から、この規則を読んだ福沢は四月十二日、大分県権令の香川真一に書簡を送り、「誠に敬服、是迄他諸県のものとは全く性質を殊にし、真の民会と奉存候」と高く評価した上で、これを出版する手配をとったので「世間の耳目を驚かし候」と述べている。民会に期待を寄せていた福沢が、ほかならぬ郷里大分でこれが現実のものとなったことへの感激が伝わってこよう。実際、福沢はこの仮規則の全文を『民間雜誌』(第一六六―一六八号)に掲載し、紹介している。また、ちょうど同じころには適塾で同窓だった津下精齋から、岡山県下で民会や演説会が盛んに行われていると聞いたようで、現地で学校事業を推進していた中川横太郎に対して四月六日付で書簡を送り、「其御県下之民会ハ追々盛大、演説会も流行之由、乍蔭不堪欣喜」と喜びを伝えた。民会がさらに盛んになることを期待した福沢は、先述の「薩摩の友人某に与ふるの書」を「民会之趣旨ニも関係」するとして、配布するよう依頼している⁽⁴²⁾。

板垣退助が西南戦争の渦中で新聞や演説、建白書、学校教育、民会の創設といった手段を用いた民権運動へと傾斜していったことは先述の通りだが、それは、特に明治十年六月以降に顕著になっていった。立志学舎に慶應義塾から教師を派遣するなど、板垣と浅からぬ関係にあった福沢は、こうした状況を知悉していたのであろう。明治十一年二月一日付の板垣宛書簡において、この教師などを通じて板垣の「去年来御様子ハ詳ニ伝承」しているとして、「土陽民間之模様ハ次第ニ進歩、議論も追々着実相成候よし、何より之義、全く先生之御尽力ニ依り

この面目に至りし事、窃に欣喜に不堪候」として、高知県下での言論活性化の状況を板垣の業績としてたたえた。その上で福沢は、地方での活動が緒につき、人望も得た以上、東京に出てきて活動を展開し、首都の面目を一新すべきではないかと板垣に呼び掛けている。「今先生ハ地方ニ在テ、既ニ地方之人望を得たり。宜しく速ニ都会ニ来て、又都会の旧面目を増すべき事、今日之急と奉存候」⁽⁴⁴⁾。石河幹明の『福沢論吉伝』によれば、この年に立志舎に教師として赴任した門野幾之進にも、福沢は同様の板垣宛の伝言を託したという。⁽⁴⁵⁾すでに高知県下では、植木枝盛の活躍などによって演説会が盛んに開催されており、⁽⁴⁶⁾『海南新誌』と⁽⁴⁷⁾『土陽雜誌』が創刊されて、その誌面は武力による反乱を否定しつつ、立憲政体樹立の重要性を主張していた。植木は自ら小区会に出席し、さらに大区会の議員となつて、板垣とともに県会や土佐州会の設立も企てていた（州会は翌年八月に設立される）。⁽⁴⁸⁾板垣や植木は、こうした地方での取り組みが中央における議会のさきがけとなると考えており、明治十年八月十七日、板垣は立憲社社員一同に対して「我ガ立志ノ民権ヲ一町ヨリ一区ニ及シ、一区ヨリ一県ニ及シ、各県全国ニ及シ、衆力一致ノ上、大政府ニ向テ為ス所アルニ如カス」と述べていた。⁽⁴⁹⁾植木もまた、自叙伝において「代議政体を行わんとするには、極めて人民において自治の氣象を養ひ自治の風習に馴わざるべからず」として、「町村民会」の設立も「代議政体を促し」、かつ「代議政体」実現の時に備えるためだと記しており、⁽⁵⁰⁾土佐州会の開場式では板垣も、「土佐一州議會ノ起リシハ、茲ニ一國議會ノ端緒ヲ開キシ者」だと祝辞を述べている。⁽⁵¹⁾前述の通り、福沢もまた、「治権」の協議・実践機関として民会を位置付けており、その隆盛の先に国会が開設されると主張していた。その福沢にとって、『分権論』において展開した自らの地方自治論を、「卓説高論当世の藥石」と受け止めていた板垣が、言論や民会の活性化に動き出したことは、持論の具体化として評価、歓迎されるものであったにちがいない。実際、板垣と福沢の主張は軌を一にしていたのであり、だからこそ、福沢は自らの理想の具現化を高知に見出し、これを高く評価して、板垣に上京とさらなる飛躍を求めたのであろう。

かくして、民会設立という福沢の期待は次第に現実のものとなつていった。福沢がすでに明治七年代階で民会に着目していたことはすでにみた通りだが、その後、民会の数は増加し続け、明治九年六月段階で、当時の全府県の約八〇パーセントで民会が開設されるに至つていた。全国で制定された府県会・大小区会・町村会の会議規則の数は、明治七年代階と比べて、明治八年代階で約一・五倍に、明治九年代階では、約二倍となつてゐる。⁽⁵²⁾福沢自身が具体的に耳にした民会の隆盛に加えて、こうした全体的な趨勢もまた、彼をして、民会開設への手ごたえを感じせしめたものと思われる。

国会設立の前提条件が次第に整いつつある中、明治十一年七月、地方三新法のひとつとして府県会規則が發布され、選挙による地方議会が制度化されることとなつた。同年十二月、同規則に基づく東京府会議員選挙が行われると、福沢は二百票の最多得票を得て芝区から選出された。公職に就かないことをもってポリシーとしてきた福沢は、ここで、周囲の予想に反して議員の職を引き受けている。それは、それまで民会の重要性を指摘し続けてきた立場から、その出鼻を挫きたくないという意図からであつた。⁽⁵³⁾遠山茂樹氏が指摘するように、福沢の地方民会論・自治論と三新法とは、その目指すところにおいて基本的に一致してゐた。⁽⁵⁴⁾実際、福沢は、せっかくできた地方議会に最初から故障を生じさせたくないと考え、議員就任を懇請する東京府知事・楠本正隆に対して、多忙の身であるため欠席することもあることをお含みおきたい、との書簡を送つた上で、就任を諾したといわれている。⁽⁵⁵⁾結局、副議長に選出されたことで、多忙のため引き受けられないとしてこれを辞することになる⁽⁵⁶⁾のだが、その時楠本に提出した辞任理由書でも、府会への期待と就任の理由を次のように述べている。⁽⁵⁷⁾

先般府会議員選挙、当芝区にて私事当選の一名と為り：辞退可致哉に存候得共、又一方より考れば此度府会の設は政府の美事、人民の幸福、仮令ひ一時に完全の功を奏せざるも十数年の後には必ず其成跡の美を見る可きは疑を容れざる所

なれば、事の始より故障申立るも甚だ不本意：開議の上実際には往々欠席も可有之其辺は予め御含置被下度旨、特に私書を認め、去る十二月二十日を以て閣下に呈し置候

府会開設を「政府の美事、人民の幸福」と高く評価し、これに期待したからこそ、その劈頭に故障を生じさせまいとして議員を引き受けた、というわけである。福沢が府県会規則による地方議会の開設にいかに関心を寄せていたかが理解されよう。福沢は明治十二年一月二十三日付の成島柳北宛の書簡においても、「小生の心事は最初より此度の府会をば何とかして賛成せんとするの婆心にて、名目丈け議員には成りたれど：実際の事に用ひられては如何としても之を辞せざるを得ず」と心情を吐露している⁽⁵⁸⁾。実務に当たることまでは考えていなかったが、府会に期待し、その成功を願う立場からこそその議員就任であった。

こうして、地方民会・地方議会の基盤は整った。そして、板垣退助は民権家の結集を目指して愛国社の再興を企て、明治十一年九月、大阪で愛国社再興大会が開催されるに至る。かくして、同年十月六日に緒言が書かれた『通俗国権論 二編』において福沢は、「国会を開くの利害得失は姑く擱き、数年来人心の赴く所を察すれば、利にも害にも早晚これを開かざるを得ざるは勢に於て明なり」と述べ、いづれ国会を開設せざるを得ないのは明らかであり、国会ではまず外交について議するべきだと主張するに至る⁽⁵⁹⁾。翌年以降、福沢が『国会論』『民情一新』を発表し、国会開設論の時期尚早を唱える論者に反駁し、その早期開設と議院内閣制、二大政党制の導入を訴えていくのは、周知のことである。

むすび

福沢が民会開設の重要性を認識し、その次の段階として国会の開設を想定していたこと、そして、民会設立が実態面、そして制度面で担保され、さらに国会開設運動が盛り上がりをもせた段階で、すばやく国会論に舵を切ったことは、右に論じた通りである。それは、「人心」の動静を見極めた上での判断であった。

福沢は後年になっても、国会開設運動の過程において、府県会規則による府県会の開設に、重要な位置付けを与えていた。国会開設の勅諭が渙発された翌明治十五年刊の『時事大勢論』において、民権論が高揚してきた歴史的背景を回顧した福沢は、「明治十一年府県会の令を発して、翌十二年の春全国各府県同時に人民の議會を開たり。之を民情一変の期限とす」とした上で、府県会開設の意義を次のように述べている。

開会の一挙以て人民の耳目を開て、始めて政權の真味を嘗るの機会たりし……府県会は猶通用の小門の如く、国会は正面の大門の如し。既に其小門を開いたり、進て正面の開門を願ふも人情に於て咎むべきに非ず。

人民が政權に関心を抱ききっかけになったのが府県会であり、その延長上に国会開設を願うのは当然だというわけである。その意味で、「民情甚だ穩かならざるの近因は、府県会の開設に在りと云はざるを得ず」というのが福沢の感想であった。⁽⁶⁰⁾それは、「人心」の動向を察して民会論から国会論へと歩みを進めてきた自らをも回顧するものであったにちがいない。同時に、政府の政策として民会開設を求めてきた福沢にとって、府県会設置は政策としても高く評価すべきものであった。国会開設後の明治二十五年刊の『国会の前途』において福沢は、立憲政体の樹立をもって文明世界に生きるという観点からみて、「維新以来今日に至るまでの政府を評すれば勇進

敢断、事業の挙りたるもの少なからず」として、「武家魔刀の令、平民へ苗字乗馬の免許、廢藩置県、府県会の開設、電信郵便、鉄道汽船、海陸軍の拡張、法律諸規則の改良、税法の整理、貨幣の制度等に至るまで其成績偉大にして美なるもの多し」と評し、府県会開設をあえてそのひとつに挙げている。⁽⁶¹⁾

もともと、福沢が「人心」の進歩をただ樂觀視していたわけではない。これに一定の評価を与えつつも、議会の本質を演説や討論に見出していた福沢は、いまだ政府も人民も会議には未成熟であり、これを習得するには時間がかかることを憂慮し、実際の国会は議事に修練するための舞台とならざるをえないという見通しも立てていた。東京府会開設にあたって、成果を挙げるには十数年かかるとしていた。⁽⁶²⁾ 福沢自身はこうした資質を整えさせるべく、交詢社の設置や演説結社の結成などを進めていくことになる。⁽⁶³⁾

しかし、現実の府県会の動向や民権派、明治政府の施策は、福沢の期待を裏切っていく。府県会が開会して県庁と県会との闘争が顕在化すると、福沢は県庁側原案の打破にばかりこだわる府県会議員を批判し、府県会の権限や郡区長公選問題などの論戦を現実の利害よりも単なる政争にすぎないと断じた。府県会開設自体は評価すべき事柄であったが、その後の展開には否定的にならざるを得なかったのである。⁽⁶⁴⁾ さらに福沢は、『国会の前途』とあわせて刊行した『国会難局の由来』において、第二議会の解散を「国会病」と呼び、その原因を追求して、そもそも国会開設の勅諭が明治十四年の政変の最中に発せられたものであり、「恰も政海の病氣中に妊娠したもののなれば、二十三年の誕生後に多少の病あるは当然」だと指摘した。とりわけ、国会開設を約束しながら、「官民の調和を謀らざるのみか、却てますます之を隔絶せしむるが如き策略を施して、民心を損じた」政府を批判し、儒教主義教育や集会条例、極端な欧化政策や官吏への叙位・授爵、保安条例などを挙げて、「民心の調和を謀る可き政府の上策とは受取り難し」と難じている。「政府が国会の開設を約束してより九箇年の其間に、官民調和の注意を忘れて、正しく其反対の方針に向ふたる不養生に在りと云はざるを得ず」というのが福沢の感想であり、

同時に、議会で多数を占める民党が徹頭徹尾政府に敵対し、政府を追いつめようとするのも不満の種であった。⁽⁶⁵⁾すでに先述の『時事大勢論』において、民権論高揚の背景について述べた上で、国会開設勅諭後も民間にくすぶる「不平」を懸念し、今のように官民の違背が甚だしくは国会開設がとん挫するか、「又は之を開くも又随て第二の苦情を醸すべき」と予想し、政府の秘密主義や言論の抑圧、人心を扇動する感情的な政府批判などを難じて、「官民の軋轢」は「人文進歩の不幸」「国の元素の災難」に至ると懸念していた福沢にとって、これは懸念が現実のものとなったことへの慙愧の念のあらわれでもあった。⁽⁶⁶⁾

府県会の開設によって国会の樹立に道筋をつけた政府は評価すべきものであり、民会を興し、国会開設に向かうとする「人心」もまた歓迎すべきものであった。しかし、肝心の府県会は政争に明け暮れ、国会は、自らが巻き込まれた政変の渦中から生まれ、その準備過程でも初期議会でも、期待した官民の調和は官と民の対立によって実現をみなかった。福沢自身は『福沢全集緒言』で「分権論以下」の著作について、「分権論、民権論、国権論、時事小言の如きは、官民調和の必要を根本にして間接直接に綴りたるものなり……或は地方分権の要を説き、或は民権の真面目を論じ、又或は国権の大切なるを論じて官民の目的を外に向はしめんとし、是等の為めには国会の開設も妙ならんなど論じたる其全面の要領を概すれば、政府は容易に破壊す可らず、人民は容易に侮る可らずとの意を直接間接に示したること」と簡単に述べているが、明治九年から十二年までの、福沢が民会論から国会論へと展開していく時期は、「人心」にも「政府」にも強い期待と評価を与えたという意味で、それ以降とは異なる性質をもっていたと理解すべきであろう。

(1) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二〇巻（岩波書店、昭和四十六年）、二四七頁。

(2) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一巻（岩波書店、昭和四十四年）、二七―二八頁。福沢は英国において、フランス

から亡命してきていたオランダ人医師「シンモンベリヘンテ」から、英国政治の概要や他国との比較などについて講義を受け、これが『西洋事情』執筆に際しても大きな役割を果たした。福沢はオランダ語でその記録を『西航手帳』に記録している（長尾政憲「福沢諭吉の政治思想形成過程についての一考察―文久遣欧との関連として」、岩生成一編『近世の洋学と海外交渉』巖南堂書店、昭和五四年、所収、三五二―三六〇頁）。英国の議会制度についての『西航手帳』の記載は、慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一九卷（岩波書店、昭和四六年）、一三三―一三五頁、参照。「シンモンベリヘンテ」の履歴については、一二年前にフランスから英国に亡命してきたオランダ人医師という以外、ほとんどわかっていない（河北展生、『福翁自伝』の研究 註釈編 慶應義塾大学出版会、平成一八年、一三一頁）。

(3) 前掲『福沢諭吉全集』第一九卷、四〇頁。

(4) 前掲『福沢諭吉全集』第二〇卷、二四七頁。

(5) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、二七五―三八二頁。

(6) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、四三〇―四三一頁。

(7) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二卷（岩波書店、昭和四四年）、四八五―五三五頁。

(8) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、三五―三六頁。本書の執筆経緯およびその内容・影響については、浅井清『明治立憲思想史におけるイギリス国会制度の影響』（有信堂、昭和四四年）、八一―九〇頁、松沢弘陽「公議輿論と討論のあいだ―福沢諭吉の初期議会観」（『北大法学論集』第四一巻第五・六合併号、平成三年一〇月）、四三〇―四三四頁、竹田行之「『英国議事院談』出版前後―福沢諭吉、陸奥宗光、伊達宗興 その二」（『福沢手帖』第一三三号、平成一九年六月）、四―七頁など、参照。

(9) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、六〇頁。

(10) 戸沢行夫編『福沢諭吉著作集』第四卷（慶應義塾大学出版会、平成一四年）、解説（戸沢行夫）、三四六頁。

(11) 福沢諭吉『新訂 福翁自伝』（岩波文庫、昭和五三年）、三〇二―三〇三頁。

(12) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第四卷（岩波書店、昭和四五年）六四七―六七三頁。

(13) 太田雅夫「福沢諭吉の天皇観」（『社会科学』第一巻一号、昭和四〇年）、一九四頁。かつて渡辺幾治郎氏も、府県会が設置されて治権が分与され、民心が大いに進歩したため、福沢は「国会開設論を持ち出すべき時期が到来した

ことを知った」と指摘したことがある（渡辺幾治郎「福沢先生の立憲思想」、慶應義塾福沢先生研究会編『福沢諭吉の人と思想』岩波書店、昭和十五年、所収、一〇五—一〇六頁）が、資料的な裏付けがとられているわけではない。

(14) 寺崎修「福沢諭吉の政治構想」（寺崎修編『福沢諭吉の思想と近代化構想』慶應義塾大学出版会、平成二〇年、所収）、九五頁。丸山眞男氏も、福沢は明治一年頃までは地方行政（治権）に人民を参与させる構想をもっていたが、「一二年以降民権論の沸然たる興起」をみて、国会開設を積極的に日程に乗せるようになり、以後は国会開設＝議院内閣制という等式を自明の前提として議論を展開したと指摘している（丸山眞男『福沢諭吉選集』第四巻 解題、松沢弘陽編『丸山眞男の哲学 他六篇』岩波文庫、平成一三年、所収、一三五頁）。ただ、福沢が国会開設に前向きな姿勢をとりはじめたのは本文の通り一一年一〇月脱稿の『通俗国権論 二編』においてであり、その契機として注目すべきなのは、一二年以降の民権論ではなく、寺崎氏の指摘通り、同書脱稿直前に開かれた愛国社再興大会であらう。

(15) 前掲『福沢諭吉全集』第四巻、四二—四九頁。

(16) 丸山眞男『文明論之概略』（上）（岩波新書、昭和六一年）、二四三—二七二頁。

(17) 前掲『福沢諭吉全集』第一巻、六〇頁。

(18) 中井信彦・戸沢行夫「『文明論之概略』の自筆草稿について」（『福沢諭吉年鑑』第二号、昭和五〇年）も、福沢は専制や因襲を打破する複雑な活動のための源泉として文明を論じており、「儒者流」への配慮に動機や目的があったとは認めがたく、彼らに配慮する記述が叙述後半段階で追加されたためにこうした回想を述べたのではないかと指摘している（三〇—三一頁）。中井氏は別の論考においても、やはり彼らの賛成を得て味方にするための配慮としてこう著したのではないかと述べている（中井信彦『文明論之概略』をめぐって『福沢諭吉年鑑』第一九号、平成四年、一六九頁）。

(19) この頃の福沢の議政政治理解については、前掲「公議輿論と討論のあいだ―福沢諭吉の初期議会観」、四四〇—四四五頁、に詳しい。

(20) 前掲『福沢諭吉全集』第四巻、七九—八一頁。

(21) 丸山眞男『文明論之概略』を読む（中）（岩波新書、昭和六一年）、一三一頁。

- (22) 「福沢関係文書」(慶應義塾福沢研究センター蔵)、「草稿」(F5)。本文の通り福沢は、習慣の変化により知恵や気象、勇力も回復できると考えていた。それは、その欠如が「天然」の欠点ではなく、あくまで「習慣」の結果に過ぎないという前提に立っていた。その文脈の中で松沢弘陽氏も、習慣養成の手段として草稿に民会の速成が記載されていたことに言及している(松沢弘陽『近代日本の形成と西洋体験』岩波書店、平成五年、三七七―三八五頁)。
- (23) 前掲『文明論之概略』の自筆草稿について、三七頁。
- (24) 戸沢行夫「福沢諭吉の執筆活動と明六社」(『福沢諭吉年鑑』第一五号、昭和六三年)、一〇二―一〇三頁。
- (25) 進藤咲子『『文明論之概略』草稿の考察』(福沢諭吉協会、平成一二年)、三二六頁。
- (26) 平石直昭「福沢諭吉の戦略構想―『文明論之概略』期までを中心に」(『社會科學研究(東京大学)』第五一卷第一号、平成一一年一二月)、九一―九五頁。平石氏は「福沢諭吉の明治維新論」(『福沢諭吉年鑑』第二七卷、平成一二年)においても同様の持論を展開している。
- (27) 「明六社会談論筆記」(慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二二卷、岩波書店、昭和四六年)、二九六―二九九頁。福沢は明治八年七月三十一日付『郵便報知新聞』に寄せた「案外論」においても、民権論に反対する洋学者を「毛色に不似合なる妖怪と云ふ可し」と罵倒している(前掲『福沢諭吉全集』第二〇卷、一四二―一四五頁)。この五月一日の明六社での会合については、前掲「福沢諭吉の執筆活動と明六社」、九六―九九頁、に詳しい。
- (28) 前掲『福沢諭吉全集』第一九卷、五二五―五三八頁。
- (29) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、二三一―二九八頁。
- (30) 明治九年一二月二〇日付福沢諭吉・山口広江宛書簡(慶應義塾編『福澤諭吉書簡集』第一卷、岩波書店、平成一三年、三五〇―三五二頁)。
- (31) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、三五〇―三五二頁。
- (32) 「福沢諭吉関係新資料紹介」(『近代日本研究』第二二卷、平成一七年三月)、二七九頁。
- (33) 前掲「福沢諭吉の政治構想」、九五頁。
- (34) 前掲『福沢諭吉全集』第二二卷、三六一頁。なお、福沢が板垣に『分権論』を贈ってから二週間余りがたった明治一一年一月二二日夜、福沢は伊藤博文と面会しており、翌日に伊藤は福沢に対し、「昨夜は久々にて得拝悟、且御

高論拝聴、大慶の到に奉存候」と書簡を送っている（同前、三六二頁）。福沢は伊藤に対しても、地方分権の必要性を説いていたのかもしれない。

(35) この間の経緯について詳しくは、拙稿「士族反乱と民権思想―西南戦争における板垣退助を中心に」（笠原英彦編『近代日本の政治意識』慶應義塾大学出版会、平成一九年、所収）、参照。

(36) 前掲『福沢諭吉全集』第四巻、四七四―四七六頁。

(37) 前掲『福澤諭吉全集』第四巻、五一―五一八頁。これは明治一二年四月六日から九日まで『民間雑誌』に発表されたもので、翌年の八月に刊行された『福沢文集』第二編に収められた（慶應義塾編『福澤諭吉書簡集』第二巻、岩波書店、平成一三年、六七頁）。

(38) 前掲『福沢諭吉全集』第四巻、五六七―五九七頁。

(39) 安西敏三『福沢諭吉と自由主義―個人・自治・国体』（慶應義塾大学出版会、平成一九年）、第四章、参照。

(40) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第六巻（岩波書店、昭和四五年）五五二―五五三頁。

(41) 大分放送大分歴史事典刊行本部『大分歴史事典』（大分放送、平成二年）、五六六頁、「県会」の項（野田秋生執筆）。

(42) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、七〇―七一頁。

(43) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、六六―六七頁。

(44) 「福沢諭吉関係新資料紹介」（『近代日本研究』第二三号、平成一九年三月）、二二六―二二七頁。なお最近、金文京氏が、福沢がこの頃したためたと思われる「贈友人」と題する漢詩（人として生まれた以上は危険を顧みず、思う存分働いて生きた痕跡を残すべきだ、などと激励するもの）について、板垣にあてたものではないかという興味深い指摘をしている（金文京「友人に贈る詩―人生は須く痕有るべし」『福沢手帖』第一四四号、平成二二年三月、一七―二二頁）。同氏の指摘通り、この漢詩と板垣宛書簡とは内容によく似たところがあり、筆者も同意するところである。

(45) 石河幹明『福沢諭吉伝』第二巻（岩波書店、昭和七年）、五三八頁。これに対して板垣は、「福沢先生は私のために頻りに心配せらる、やうであるが、私は田舎に居ても終始世間の事に注意してゐて、さう迂闊にはならないつもり

であるから先生によりしく」と門野に応えたという。石河は、福沢は西郷の例をみて、板垣も周囲に擁せられるのではないかと懸念して書簡を送ったのではないかと述べているが、板垣自身もそのように受け取っていたことになろう(同前、五三八頁)。ただ本文の通り、福沢自身はこうした懸念よりも、より積極的な期待と評価を板垣に託して、書簡を送ったものと思われる。

(46) 植木枝盛『植木枝盛集』第七卷・日記1(岩波書店、平成二年)、一二四—一二五頁、松岡億一「佐々木高行日記」(一八七七年)を読む(『高知大学教育学部研究報告』第六二号、平成一四年三月)、一七頁。

(47) 小畑隆資「自由民権運動における土佐の諸相——『土陽雜誌』(明治一〇年)に見る土佐民権の特質と意義——」(土佐自由民権研究会編『自由は土佐の山間より』三省堂、平成元年、所収)、五九—七八頁、同「『土陽雜誌』考」(『岡山大学法学会雑誌』第三二卷二号、昭和五七年一月)、一一—三三頁、参照。

(48) 家永三郎『植木枝盛研究』(岩波書店、平成一〇年)、一四三—一四五頁。

(49) 佐佐木高行『保古飛呂比 佐佐木高行日記』第七卷(東京大学出版会、昭和五〇年)、三三六頁。

(50) 家永三郎編『植木枝盛選集』(岩波文庫、昭和四九年)、二二—一頁。

(51) 前掲『植木枝盛研究』、一四三—一四五頁。当時高知県は、土佐と阿波の二州からなっていた。高知の民会について詳しくは、外崎光広『土佐自由民権運動史』(高知市文化振興事業団、平成三年)、一四—一五七頁、参照。

(52) 渡辺隆喜『明治国家と地方自治』(吉川弘文館、平成一三年)、六一—六二頁、参照。

(53) 富田正文『考証 福沢諭吉』下(岩波書店、平成四年)、五一—五二頁。

(54) 遠山茂樹『福沢諭吉—思想と政治との関連』(東京大学出版会、昭和四五年)、一三一—一三三頁。

(55) 前掲『福沢諭吉伝』第二卷、七二八—七二九頁。

(56) 前掲『考証 福沢諭吉』下、五一—四頁。

(57) 前掲『福沢諭吉伝』第二卷、七二九頁。

(58) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二卷、一四二—一四三頁。

(59) 前掲『福澤諭吉全集』第四卷、六六三頁。

(60) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第五卷(岩波書店、昭和四五年)、二三八—二四〇頁。

- (61) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、六六頁。
- (62) 明治一二年五月八日付の香川真一宛書簡でも、府県会が「真に実用を為す」には今後一〇年はかかり、それまでは「唯会議の調連のみ」だと述べている（前掲『福沢諭吉書簡集』第二卷、二〇八頁）。
- (63) 前掲『公議輿論と討論のあいだ——福沢諭吉の初期議会観』、四七〇—四八三頁。
- (64) 石川一三夫『日本の自治の探求』（名古屋大学出版会、平成七年）、七一—七四頁。
- (65) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、七三—九一頁。
- (66) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、二四二—二五五頁。
- (67) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、六二—六三頁。